

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年12月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000368号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年6月6日から平成7年12月1日まで

請求期間において、A社に勤務していたが厚生年金保険の加入記録がない。同社には、正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成7年2月18日に撮影されたA社の視察旅行の際のものとする写真及び複数の同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は、平成3年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者は、A社に係る給与明細書を保有しておらず、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者が一緒に勤務していたとする複数の同僚は、同社において正社員として勤務していた旨回答しているものの、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。